

低炭素建築物

新築等計画の認定を受けられた皆様へ

新宿区は、低炭素建築物新築等計画の認定を受けられた皆様に
「都市の低炭素化の促進に関する法律」第56条の規定に基づき、
工事完了等についての報告をお願いしています。

✓ 低炭素建築物の工事が完了したとき

次の書類を新宿区に提出してください。 各2部

- ① 工事完了報告書（区細則第4号様式）
- ② 工事が完了したことが確認できる書類 ※1

※1 工事が完了したことが確認できる書類の例

- ・ 建築基準法第7条第5項等に規定する検査済証の写し
- ・ 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
- ・ 建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書
- ・ その他工事の完了を確認することができる図書 など

従来の窓口提出に加えて
オンライン提出が可能になりました



工事完了報告書
オンライン提出フォーム

✓ 低炭素建築物の認定建築主等の変更が生じたとき（軽微な変更※2）

次の書類を新宿区に提出してください。 各2部

- ① 状況報告書（区細則第5号様式）
- ② 変更内容等がわかる書類等

※2 規則第44条による

上記の様式は、
新宿区のホームページから
ダウンロード可能です

新宿区
ホームページ



従来の窓口提出に加えて
オンライン提出が可能になりました



状況報告書
オンライン提出フォーム

【窓口提出の場合】

2部提出していただいたうち、1部は事務処理後に返却します。認定通知書と合わせて保存してください。

【オンライン提出の場合】

入力内容を印刷したもの等を、認定通知書と合わせて保存してください。（区の収受印はありません。）

その他、低炭素建築物の計画の変更がある場合には手続きが必要です。
認定後の手続きについては、国土交通省のホームページよりご確認ください。

また、低炭素建築物に関する注意事項や、税制優遇等についての詳細についても、
国土交通省ホームページよりご確認ください。

問合せ

新宿区 都市計画部 建築指導課 指導係 TEL:03-5273-3745